

学位申請論文の要旨

本論文は、戦争記憶の継承を通して市民性の形成につながる平和博物館の社会的役割を明らかにすることを目的としたものである。その上で、戦後設立された日本の平和博物館が、平和創造の主体形成と公共性を創出することを解明している。加えて平和博物館の社会的役割が個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する市民形成に寄与することが述べられている。

論文は序章と終章および6つの章からなる。論文の前半、第1章と第2章で平和博物館の現状と課題を浮き彫りにし、第3章と第4章で市民参加と平和創造の主体形成の関係を探究している。後半の第5章と第6章では、戦争遺跡と平和博物館の連携を考察し、公共性の創出に関連する部分を構成している。

序章では、まず戦後の日本が保持してきた平和主義の背景と課題を提示し、平和主義が絶対平和の志向から価値選択的志向となっている現状を、「平和主義の揺らぎ」として捉えた上で、その原因が市民性の未成熟にあるという仮説に基づき、戦争と平和の問題を直接扱っている社会教育施設としての平和博物館の重要性を述べている。

研究の背景として、本論文は日本の平和主義を支えてきた主たる要因として3点指摘している。1点目は、戦後日本の政治が法の支配に基づく平和主義をすすめてきた政治的要因である。2点目は、戦争を絶対悪とした戦争体験者による語りと証言による社会的要因である。3点目は、学校教育における平和学習などの教育的要因である。

本論文は、すべての戦争を否定する絶対平和そのものが価値選択的な課題となっている現状を、先に述べた3つの要因の脆弱化と関連しているとし、戦後構築してきた平和主義の土台を揺るがしていることに着目している。その揺らぎの背景を、個人の尊厳と民主主義の価値に覚醒する市民性の未成熟にあると捉えている。すなわち、本研究の問題意識は戦後日本の平和主義の現状分析に立った課題認識にある。

学校教育を離れた市民が、労働組合、協同組合、サークルでの学習の他に、戦争と平和の問題を主体的に学び思考できる公共空間は多いとはいえない。市民が人権と平和の問題に直接関わることができ、自由な意見交換による公論を形成する場として平和博物館は、市民形成の観点から着目されてよい。平和博物館は、市民の学習権を保障し平和主義を支えてきた。それらは、平和創造の主体形成、並びに市民性を醸成する平和のための公共空間であり、地域における記憶の文化、平和の文化を創造する社会教育施設である。本論文が平和博物館を研究対象とする理由である。

第1章では、日本の平和博物館の全体的傾向を分析し施設の現状と課題を導き出すことで、研究課題につながる枠組みを構成している。日本の平和博物館を研究対象とする際、平和博物館の設置主体、設立状況、展示や活動内容をまず明らかにしなければならない。

これまでの研究では、地域、活動、展示などを対象とした個々の施設を事例に挙げた個別研究が多く、平和博物館の全体像を捉えた研究や、主体形成、公共性、記憶、市民性の観点から論じた理論的研究は途上にあるといえる。そこで本章は、施設の全貌を解明するために、平和博物館の定義と選定を再検討した上で、国内にある施設数を把握して全体的な傾向と性格を探究している。

その結果、日本の平和博物館は、戦争体験の継承による戦争の実態を伝える、加害・抵

抗を含む戦争の実相を伝える、平和創造の主体形成に関連する平和の価値を発信する、という3つの機能があることを明らかにした。加えて、平和博物館の機能の土台を形成する主たるものが、戦争体験者の語り、証言、記録を含む「戦争記憶の継承」であることを解明している。

第2章では、平和博物館の活動を通じて、これまで抱えてきた課題を取り上げ、その解決のために市民が積極的に関わっていることを分析している。1955年広島と長崎に平和博物館が誕生して以来、各地の平和博物館における社会教育実践は、戦争体験の継承を中心にし、体験は記録化され非体験者による継承活動に普及して「戦争記憶の継承」という広がりを見せた。これらの活動から、平和博物館が市民参加を促進し、市民参加型の第三世代博物館として発展している現状を考察している。

平和博物館には、学芸員配置など博物館としての機能が弱いという設立当初から指摘されてきた課題がある。さらに加えて、2000年以降には、戦争体験者の減少と、語り部活動の縮小という課題が現れている。近年では戦争記憶の風化を伴う新たな課題（政治的中立性、予防的措置、トラウマ）に平和博物館は直面している。

一方、1998年のNPO法制定以降に設立された「NPOによる平和博物館」11館を調査し、市民参加が課題克服に寄与していることを析出した。設置主体にNPOや市民の主体的参加がある場合は、課題解決に立ち向かう運動としての平和博物館が看取できる。市民による戦争記憶の継承は、平和博物館の課題解決をもたらす主体形成に寄与する。

第3章では、平和博物館における教育普及に関わる市民に着目し、日常的に平和博物館の活動に参加するボランティアである平和ガイドを分析し、その実態を考察している。平和博物館に参加する市民は、施設運営者を除くと見学者など来館者である。来館者は一過性の行動をとり恒常的に施設に関わるものではない。日常的に博物館活動に参加する代表がボランティアであり、社会教育調査においても参加人数は多い。その多くは展示ガイドであり平和博物館もまた同様である。ボランティアは博物館の教育普及活動が中心であり調査研究への参加は少ない。平和博物館は市民参画型とはいえないのが現状である。平和博物館の場合、平和ガイドの中心的活動は平和学習への協力であり、展示物を説明する継承活動である。地域ごとに戦争記憶は多様であるため、継承活動には様々な実践があることが分かる。

第4章では、平和創造の主体形成を平和ガイドの具体的な実践例を踏まえて検討している。平和博物館の市民参加は、学習活動を伴い平和ガイドの主体形成を導くと捉え、立命館大学国際平和ミュージアムのボランティアガイドで設立された「平和友の会」を例に挙げ、平和博物館の活動が平和創造の主体形成を醸成することを例証した。平和ガイドは展示物を通して客観的事実を説明する必要がある。その必要性は学習活動を拡充することを例示した。

平和博物館における戦争記憶の継承は、施設の機能である教育普及に参加する市民の手で行われていることを、ボランティアの活動実態から検討している。第3章と第4章は、平和ガイド活動の実態を社会学的方法によって、平和創造の主体形成を現状から明らかにした部分である。

今後、戦争体験者による語りや証言はアーカイブズとして保存されるなど、モノという保存資料を活用した継承が普及すると考えられる。その際、展示物や戦争遺跡の保存と活

用は将来に向かって重要である。そこで、戦争記憶の継承を理論的に分析する必要があるため、第5章では、集合的記憶の概念整理をし、戦争記憶が公共的価値を有すこと、その価値が意味することを論じている。

その結果、戦争記憶の公共性が戦争責任、戦後責任という問題に接近すると共に当事者性を発現することを示した。戦争記憶の公共性は、地域に残存する戦争遺構に公共的価値をもたらす戦争遺跡として発見していく。それは、戦跡保存運動の理論的根拠となり具体化でもあることが本章で指摘されている。

さらに、戦争体験者の減少は、語り部による継承活動を困難とすることから、モノによる継承が今後重要になる。第6章では、これまでの平和博物館が、展示物の土台を構成する「戦争を伝える手がかり」としての遺物（遺品）・遺構・戦争遺跡等をどのように捉えてきたかを考究している。続いて平和博物館における「戦争を伝える手がかり」の概念を分類し、戦争記憶の形成とその継承方法を分析している。第6章の前半は、平和博物館の館内にある展示物に関わる部分、後半は館外にある戦争遺跡についての定義と課題に関連する部分である。

主体形成と公共性との社会的相互作用は、戦跡と平和博物館をつなぐことになり、市民の協働による平和博物館を展開する。戦跡保存と平和博物館の連携が、地域の文化、平和の文化を創造することを、「豊川海軍工廠跡地保存をすすめる会」の市民運動と豊川市平和交流館の設立を事例に挙げて述べている。第5章と第6章は、平和博物館における戦争記憶の継承が、公共性を創出することを実証するところであり、今後の継承活動のあり方を示す部分である。

以上の研究を踏まえ、終章では、序章での問題提起に対する応答と各章の研究結果をまとめたあと、本論文の帰結として平和博物館の3つの社会的役割を浮き彫りにしている。1つは戦争記憶の継承、2つは平和創造の主体形成、3つは公共性の創出である。

すなわち、平和博物館の社会的役割の核心は戦争記憶の継承であり、それは平和創造の主体形成や、個人の尊厳と民主主義の価値を発現する公共性を創造する。さらに加えて、主体形成と公共性の社会的相互作用は、それらの価値に覚醒する市民を登場させ市民社会を支える。

市民社会との関連性において論じた終章は、平和博物館が戦争責任や戦後責任の問題を市民に近づけ、当事者意識をもたらす、個人の尊厳と民主主義の価値を発信する役割を担っていることを述べ、平和博物館の社会的役割と施設の存在意義を明らかにしている。最後に、市民の協働による平和博物館の構想と「平和のための博物館」の活動を、市民性の形成から捉えた理論的研究の必要性が今後の課題として位置づけられた。